

学校クラブについて
——とくに学習指導要領との絡み合いで——

神 文 雄

On Club Activity in School
— Especially Those Related with the Tokubetsu-Katsudō —

Fumio JIN

The clubs related with the physical education and the sports in school have two kinds originated in the traditional club activities of sports in a secondary school and a higher school under the old educational system;

- 1) The KURABU by the new curriculum after the war.
- 2) The BU in each school since the prewar days.

The two are prosecuted for their each purpose just on the actual spot of school education, but they are very complicated just under the present situation.

To make clear the difference between school education and adult education, it is necessary to carry out strictly what is defined in "Law of Shakai-kyōiku".

An outline was to be followed in.

- 1) Kurabu (1) Goal.
(2) Construction.
(3) Program.
- 2) Related with curriculum (1) Jiyū-kenkyū.
(2) Tokubetsu-kyōiku-katsudō.
(3) Tokubetsu-katsudō.
- 3) Consideration (1) Gakushū-shidō-yōryō.
(2) Separate from the kurabu activity.
(3) Position of leader-ship.
(4) Fundamental problems.

4) Summary

Judging from this, club activities must be included not in school education but in adult education. And so club activities in school must be practiced from the point of adult education. It seems, however, that the acceptor has not been prepared yet. For the reason, it is impossible to exclude club activities at once from school education. From this point, the system of life-long education must be made up promptly and club activities are preferable to be separated from school education. On both sides of school education and adult education, the administrative readjustment must be executed first of all for the activities of school clubs being pushed forward. It seems, however, that the problems are in Shidō-yōryō itself: especially how to deal with Tokubetsu-katsudō is the problem.

In other words, Shidō-yōryō says, "Tokubetsu-katsudō must be separated from adult education" or "It is not practiced necessarily in adult education" in one time and "It has been applied corresponding to Bukatsu instead of Kurabu" in another time. Shidō-yōryō has influenced greatly on the activities in school education.

Key Words : 1-学校教育 2-学習指導要領 3-特別活動 4-クラブ活動 5-部活

学校クラブについて

—とくに特別活動との絡み合いで

学校の体育やスポーツに関係のあるクラブは、現行の教育制度以前の、とくに戦前の旧制・中等学校や高等学校で活動していた伝統的な運動部に前史を求めるなかで、

①戦後の教育課程で示された＝クラブ
②戦前から各学校にみられる＝部、の二つのタイプがある。そして学校教育の場でそれぞれの方向を求めて活動しているものの、状況としてはかなり複雑のようである。本稿での狙いは、この二つのタイプの活動から指導現場の周辺を探り出し、今後の活用の資とすることにある。

1. クラブの性格

例えクラブであれ、また部であったとしても、その本源は、西欧流のCLUBに行きつくことになる。そのCLUBとは、凡そ“特殊な、しかも共通な目的をもった人々が組織している任意団体の一種で、国家・家族というような、社会の存続に必要な集団とは異なり、加入や脱退の条件や権利義務の関係など、集団内の統制が自由で、開放的であり、集団意識が希薄な団体”である。さて、このCLUBの概念を教育の場に適用した場合(クラブ)にみられる特性は、おおむね、次のように整理される。

- 1) 集団目標—終局目標は成員が自主的に設定する。そして、この目標に到達するまでの過程に尽くされる努力が教育的に評価されるのである。ここに学習集団との相違がある。
- 2) 構成—学年や学級を離れた、性・年齢の多彩な同好の士が共通の興味・関心を追求する。そして身体的・精神的発達の程度、経験や技能の程度の差などを反映しながらも、とくに親密な社会関係を確立し、学習集団とは異なる特殊な社会構造にある。
- 3) 計画—原則として成員の合意によって具体化されるが、学校の方針の伝達や教師の指導や助言が加わる。さらに活動結果の発表、学校行事への協力や参加という点からは、学習集団に近い。

このように、目標に対する共通理解、社会的結束、社交性の欲求などが成員間に存在している自治的な組織をいうわけであるが、具体的には、種類や数、生徒の希望、学校の伝統、施設設備の実態、指導教員の存在などに配慮が求められる。ようするに、教師の指導や助言を受けながら自主的に相互協力的学習を展開し、教育の一般目標への到達に貢献する下位集団ということでもまとめられよう。

2. 教育過程との関連

CLUBの概念を教育の場に適用した(クラブ)ということから始まる。まず、クラブの活動が学習指導要領に絡んで“教育課程化”，つまり小・中・高等学校の正規の教育活動の一環として組織されるようになったのは、第Ⅱ次大戦後のことである。そして、つぎの過程(1—3)を経て今日に至っている。ここで見落してはならないのは、その前史ともくされている戦前の旧制・中等学校や高等学校における運動部とは、明らかにその由来を異にしているということである。

1) 自由研究

そのはじめは、1947年の[学習指導要領一般編]のなかの、小学校の[教科]、また中学校の[選択教科]の一つである[自由研究]¹⁾のなかの一形態としてである。

ここでは、(1)児童が学年の区別を離れ、(2)同好の士のみが集まり、(3)教師・上級生の指導により、(4)学習を進める組織、(スポーツの他、音楽、書道、手芸など)とされている。この時点では、教育活動として位置づけられているとはいえない。

2) 教科以外の活動、特別教育活動

1951年改訂の「学習指導要領一般編」では、小学校に“教科以外の活動”，中学校・高等学校では、“特別教育活動”が設けられた。この時点では一歩前進して、教育課程化されたことを意味し、その一環としてのクラブ活動²⁾についても、当然、教育的な位置が与えられたとみるべきであろう。

その後、1958年の改訂では、各教科、道徳、学校行事等と並んで教育課程のⅠ領域(A生徒会活

動、Bクラブ活動、C学級活動など)としてより明確に位置づけられた。そして、生徒の自発的な参加によって推進されるような指導を求め、合わせて[指導計画作成および指導上の留意事項]を作成した。さらには1951年の改訂であげていた生徒集会をも包含したのである。

3) 特別活動

1969年の改訂(中学校)で誕生した特別活動は、これまでの生徒活動、学級指導、学校行事等と合わせたものであった。その生徒活動(生徒会活動、クラブ活動、学級会活動)のなかのクラブ活動(文化的、体育的、生産的)として位置づけられたのである。

内容そのものは従来と変わらなかったが、取扱いが[全校生徒はいずれかのクラブに所属する]とされ、さらに[各学年において週当たり1単位時間を下らない]とされた。ここで特筆すべきことは文化的、体育的、生産的の別を問わず“必修”となったことである。従来の自発的な参加によるクラブ活動から、参加意欲の有無に拘わらず、毎週時間に設定された、全校生徒を対象とするクラブ活動へと変容したわけで、運動部活動(以下、必要に応じて部活という)とは明らかに分離されたのである。

ここでのクラブ活動は、特に児童・生徒が“ゆとり”のある、しかも、充実した学校生活を送れるように配慮し、また、創意工夫を生かした弾力性のある教育活動が展開されるように、指導上の改善を図ったわけで、クラブ活動は教育課程の枠の中に完全に取込まれたのである。例えば具体的な必修クラブの試み、勤労体験学習もその一つであった。中学校における年間標準授業時間数が、従前の50-70時数へと増加していることからわかるように、それは特別活動の教育的効果にかなりの期待を寄せてのことである。

しかし、必修クラブの成果を踏まえてのことなのだろうか、1978年に部活は再び、学校教育活動に準ずるものとして取扱われるようになり、さらに、最近の改訂(1989年)では、枠組みは同じであるが、クラブ活動に奉仕的活動が加えられた。そして、大きな変化は、部活への参加が条件によっ

てではあるが、クラブ活動として認められることとなった。なお、この改訂でとくに加えられた要点は、特別活動の第3. 指導計画の作成と内容の取扱いの(2)、“入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする”という下りである。

この間、いかに名称が変わったとしても、クラブ活動そのものは教育課程から外されることはなかったし、また、教育の一般目標の達成に大きく貢献することには変わりはない。

3. 考 察

特別活動の検討に当たっては、まず、学習指導要領そのものをどのように理解するか、その上で、学習指導要領との関連がどのようになっているのかを探り出すことから始まる。

特別活動の現況は、その運営と指導面で幾つもの問題点を含んでいるように思われる。学習指導要領が改訂されるにつれて、児童生徒の自発的・自治的活動を基本的に重視した当初(特別教育活動)の目標が後退してしまった。それに代わって、教師による計画的・指導的活動が全面に出てきた(特別活動)ために本来の推進が妨げられてしまったようである。さらに、学校教育活動の枠への繰り込みを巡っては、部活と関連してかなりの迷路をさ迷っている。

1) 学習指導要領

学習指導要領が、学校の教育課程の基準を定めたものであれば、その構成内容の一つである特別活動が教育課程に含まれるのは当然ということになる。これについては、学校教育法・20条に[小学校の教科に関する事項は³⁾、……監督庁がこれを定める]とある。そして、106条に、[監督庁は当分の間、これを文部大臣とする]とあり、これをうけて、同法施行規則・第24条は、[教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が、別に公示する小学校学習指導要領による]と規定しているからである。

さて、学校教育法施行規則の改正(1955年)により、学習指導要領の形式や性格が改められた⁴⁾、

この意味は大きい。これより以前の学習指導要領は“試案”として示されていたが、凡そ、この試案という意味からして、教員たちに対して、教育課程をつくる上で文部省と一緒に研究、工夫を重ねていこう、と呼びかけたものと解釈していたのである。しかし、学習指導要領がこの試案が外れてから以後、かなり統制的になり⁵⁾、基準性が強まっていった⁶⁻¹⁾、のは事実である。

これについては、昭和30年代の社会情勢が大きく影響していたようである。周知のとおり、教育界では学習指導要領の告示化⁶⁻²⁾に伴う伝達講習会をはじめとして、一斉学力調査、勤務評定の実施、教科書の検定化といった教育統制的政策が相次ぎ、しばしば教育裁判が提起された⁷⁾、のである。なお、教育政策の形成的機能については、特定の紛争に関する法的判断が、将来の同種事業にとつての指針となっているように思われる。

これらの教育裁判の中では、教育の専門職たる教員の専門的自律性、そして学校運営上、随所に裁量の働く余地があることを認めた上で、教育政策の否定や修正的機能を果たした判決もあった。とくに、学習指導要領の拘束性にかかわる代表的な裁判としては、1983年の福岡県公立高校訴訟の判決がある。

ここで文部省は、教育の機会均等を確保するため、学校教育法に基づいて教育の内容や方法について、必要かつ合理的な基準を設定することができる⁸⁾、との判断を示したのである。これ以後、その判断を裏付けるかのように、教育現場では、“学習指導要領は法規である”といった言葉が独り歩きし、学習指導要領に対する独創的な授業、そしてわずかな逸脱でも処分の対象となるやの雰囲気は漂い出した。ここにすべてが要約されているとみてよいであろう。

さらに1990年になって、最高裁判所は第二審判決を支持する形で(当時の)学習指導要領の法規性を認めている。つきつめれば、1958年以降の学習指導要領は、文部大臣の“告示”であり、法的拘束性を備えているというのが、今日での大勢ということである。

2) クラブ活動の分離

特別活動の趣旨に沿った学習たるべく、必修“クラブ活動”が登場したのは1968-70年にかけてである。指導要領の改訂によるもので、従来からの運動部は学校教育活動外の活動として、一応は分離されたのである。

この時期には、“知育への偏重”“個性の喪失”などが叫ばれ始めたこともあって、クラブ活動の持つ多面的な価値を、一部の生徒だけでなく、すべての生徒に経験させようといった教育的な意味が込められていたわけである。そのあおりから従来の“運動部活動”については各学校の主体性に任せるというように、極めて広く解釈されることとなった。その結果として取扱いに苦慮したのが、部活に対応する学校の指導体制であり、また、教員の指導方針であった。いずれにしても、その位置づけが学校教育活動の枠を外れたことで、教育現場での対応にと惑いが生じたわけである。時期的には五輪・東京大会の余韻が残り、新たな目標となった国際的大会を目指した、当時のスポーツ界の趨勢に合わせたかのようであった。そして、ことあるたびに、競技力の向上、社会体育の振興、そして充実といった言葉が、スポーツのあらゆる分野を通して叫ばれ、強調されていた。

こうして、従来のクラブ活動のもつ、教育的側面は必修クラブへ、競技的側面は社会体育の領域へ、と移行する方向に進んだのである。目下、学校では正規の教育課程として行うクラブ活動を“必修クラブ”、放課後などに希望する生徒だけが参加するものを“部活”と呼んで、形式上は両者を区別している。しかし、あくまでタテマエであって、現実には部活と必修クラブに区別がつけられないでいた。そこでは、必修クラブの教育的価値を認識し、その実現にふさわしい実施形態や方法、授業の時間帯などが設定出来ないままに、混乱していたのである。

具体的には地方の学校、そして小規模校では、部活動に全生徒が加入する方式をとっている場合が多い。そこでは放課後のみならず、早朝や休日の活動も活発だからであった。解釈によっては生徒の非行防止のための対策であり、生徒管理の手

段として機能しているようで、“部活を休むのは非行のはじまり”とまで伝わってくる。このため部活は、その位置づけの如何にかかわらず、実質的には、学校教育活動の守備範囲で進められていたのである。

しかし、部活とは反対に必修クラブは有名無実の存在で、教育委員会に届け出る書類上のものとなって⁹⁾、しまったのである。この点に関しては、すでに、無責任な誕生をみたものといわざるを得ない¹⁰⁾、と指摘してもいた。さらにソフト部門だけには限らない。ハード面にも及んでいた。それは自治体の財源の事情が許さなかったことであり、とくに体育やスポーツに関わる施設の整備面¹¹⁾が遅れていることも原因の一つであった。

そして、約10年の混乱期を経て、1978年の学習指導要領では、[特別活動との関連を十分考慮して、文化部や運動部などの活動が活発に実施されるようにするものとする]ということで、再び、部活動が学校教育活動の中にとり戻され、一応、混乱は收拾の方向に向かった。これについては、必修クラブの成果が芳しくなかった、また社会体育への移行がスムーズになされなかった¹²⁾、と指摘したように、とりあえずの対応に過ぎなかった。

さらに、混乱は依然として続いたのである。ようやく最近の改訂(1989)で、“部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修したと同様の成果が認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又全部の履修に替えることができること”となったことから、新しい展開を迎えることとなった。

3) 指導上の位置づけ

さて、部活が学校教育活動であるかについては、依然として不明確さが残っている。学校教育の領域で行われるからには、学校の教育課程と調和のとれる形で計画され、推進されなければなるまい。それには、教育委員会なり、学校=職員会議がそれなりの方向づけをすることは必要であり、“好きな教員が、好きなように指導する”ことを認めてはならない。なにか、スポーツ系の部活だけが持つ特性のように思えてならない。直接参加して

いる生徒自身は勿論、保護者の感覚までを含めて、かなりの疑念を残している。

今日でも、部活が依拠する法規としては、前述の学習指導要領において他にはない。そこで、教育課程に含まれるか、どうかの判断は、学習指導要領をどのように理解するかということにかかわってくる。必修クラブの存続と合わせて、その法的根拠を追求することも必要である。

学習指導要領によれば、部活は正規の学校教育活動として位置づけられてはいない。しかし、人事院規則¹³⁾では部活動を“学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動)”と規定している。ここが混乱の元凶で、部活の微妙な位置を示したものといえよう。これは部活が本質的に必修クラブとは異なり、教育課程の外にあるが教育課程に準ずるものとして、学校が計画し、進推するというのである。

4) 基本的課題

部活は学校の自主的な認知による存在以外のなものでもない。極端にいえば自在に振り舞えるのである。この対応は、教育行政に求めることも多い。また、学校自体の指導体制によって決定される条件の不備によるところも少なくない。ここが学校としての、指導上の基本的課題である。

(1) 指導体制。部活は参加する生徒がごく一部に限られていることに特性がある。その上、極めて行動的な指導者の統率の下で、強力に推進され、学校のなかに別の“学校”をつくってしまう。また、ごく一部の生徒集団や保護者層、さらには、卒業生や地域関係者までを巻き込む“地外法権的”な特殊社会が形成されてしまう。その結果、学校全体からみれば、健康や安全を無視した過酷な練習を強制する。また、体育館や校庭など体育・スポーツの施設を独占し、時としては、許されまじき暴力=体罰・しごき=までが発生する。その総括が、しばしば物議をかもし出す不祥事件¹⁴⁾ということになる。

すべては、オリンピック至上主義にもとずく勝負中心のエリート養成の場であり、指導

要領に基づく学校教育の理念・目的や学校体育の領域を逸脱している。これらはむしろ学校側の名誉と生徒・保護者側の勝利至上主義、そして、本人の一流のスポーツ人たんとする願望とが、たまたま合致した結果なのである。

これとは反対に、勝負や技術にとらわれることなく、必修クラブ本来の、趣味や関心に基づいて参加している場合もある。無視され勝ちなこれらの生徒にとって、部活はまさに、閉ざされた暗黒の世界ということになる。新たな取扱いの結果から推測すれば、部活はかなり活発化するものと思われる。そして、ますますの混乱が予想されよう。学校側（職員会議や生徒会）は新しい有効な指導体制を確立しなければならないだろうし、必修クラブと部活との関係については、その代替条件を設定するなど、クラブ活動、それ自体を再構築する必要がある。

一方、文部省は新たな活動時間の適正化などの面から運動部活動の在り方を検討し始めた。全国の中学校・高等学校から研究推進校¹⁵⁾を指定し、その望ましい運営方法等についての実践的な研究を委嘱している。しかし、今まさに緒についたという段階にすぎない。

- (2) 対外活動。名種の大会や競技会などに参加するには、スポーツ組織に加入することになるのだが、その活動を取り巻く社会的条件は至って複雑である。

ここでの主役が部活＝運動部である。運動部は¹⁶⁾、いわゆる校友会組織の一環であった。戦後に限れば、1945年9月〔校友会新発足に関する件〕（文部次官通牒）によって改組され、校友会運動部が再開された。

以来、教育制度の中では曖昧ながらも、わが国のスポーツ史にそれぞれ歴史を残した後、1969年には、学校教育活動以外の“対外競技”と結びついていった。このときの対外競技の“基準の改正¹⁷⁾”の通達は、従来、対外競技として行われてきたものを、学校教

育活動としての対外競技と、学校教育活動以外の競技に分け、後者を社会教育の領域に移したものである。

その後の部活は、名種競技会や大会への参加の基準が緩和され(1979)、また、より勝利主義と結びついて、ますます過熱の度を増していった。このことがのちのちの混乱を増幅させることとなった。その延長線上にあるのが、日本体育協会傘下の、各スポーツの統轄団体であり、中学校、高等学校のスポーツ組織の存在である。とくに高等学校にあっては、別組織の“日本高等学校野球連盟”との関わりに深いものがある。

- (3) 指導者。教員と教員以外に大別されるが、現状のほとんどは教員である。ここからは、スポーツエリートの養成にのみ熱心な指導者を求める傾向があり、また一方では、無経験の一般教員に対する顧問の強制もある。ここで必要なのが、教員の勤務条件の整備であり、また、指導・監督を充分に行える指導者にかかわる諸問題である。

- ① 顧問。学校によっては、スポーツ系の部だけでも2桁に及ぶこともある。しかし、一部、特定の教師を除いて、自発的に希望者が出ることは稀である。そこで、多くの学校では網羅的な全員顧問制を敷くことになる。その結果、顧問を引き受けない自由は認められず、全く知識や経験のないまま顧問に就任する。これは教員にとってはかなりの負担になるのであるが、学校内に顧問教員がいなければ、活動が認められないからでもある。

さらに、これまでは各教科と並んで、特別活動の意義が強制されるにも拘わらず、教育職員免許法¹⁸⁾において特別活動の指導に関する単位の修得を規定する法制上の措置がなされていなかった。教員各自が、それぞれの経験に基づいて指導しているに過ぎなかった。それでも、活動中に事故が発生した場合には、顧問教員の注意義務違反なり、怠慢が厳しく問われることとなるの

である。さらに、現行制度の下では、事故の原因は教員の個人的過失に帰せられ、また、事故防止への対策も教員の個人的対応のみに任せられているケースもある。

- ② 職務。教育課程に組み込まれた教育活動ならば、教員の職務に属することはいうまでもない。また教育課程の延長と考えられる教育活動、例えば、放課後の補習や教育課程を実施するために必要な学校運営上の校務分担も教員の職務とってよいだろう。しかし、ここでいう部活の指導を教員本来の職務とするのは、かなり守旧的な判断といえよう。

まず、部活の指導は教育課程を中心とする学校教育活動を行う契約とは別個のものであり、任意の同意に基づく新たな契約によって、はじめて職務となる。教員の職務という点での課題は、勤務条件への配慮である。部活の指導を、当然な教員の職務とするならば、それに見合うだけの財政的な配慮が必要ということになる。ここで、“国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法という）”の成立は、かなりの含蓄を含んでいるように思われる。

勤務時間においても、時間外勤務や休日出勤の多いクラブ担当教員の指導がにわかに問題化してきたのは事実であった。これは、1965年6月のILO87号条約、そして1966年10月のユネスコの「教師の地位に関する勧告」の採択によって教師の勤務時間を明確にする必要に迫られた時期と合致する。しかし、行政当局は動かなかったし、その背後にある与党も、超勤手当についての勤労者的論議は避け、専ら“教師聖職論”をもってこれに応えたのである。1967年になって、これを補充する形で「[学徒の対外試合の基準]の改正の諮問を受けた保健体育審議会は、“社会体育の充実”という結論で締括った。これは超過勤務手当を出さない方向で乗り切ることを意味したわけ

で、明らかに必修クラブと部活とを分離したのである。

それにしても、給特法は教師の時間外勤務¹⁹⁾に関して、人事院と協議して定めるとしている。しかし“教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規定”は、ごく一部を除いて²⁰⁾、未だ適用されていないのが現状である。しかも、部活の多くは週日の放課後であり、また、土・日曜日に集中している。この点が重要なのである。経済的には、勤務時間内外の勤務を合わせて評価して、一律に教職調整額が支給されてはいるが、この調整額4%と時間外手当を廃止したこととの間には、かなりの思惑が感じられる。

- ③ 教員以外の指導者。行政上の施策としては、指導者の養成や資質の向上を図っての講習会²¹⁻¹⁾が開催されている。学校関係者だけでなく、民間人も加えているのは、校内の教員だけでは充足できず、学校外の有識者の協力を期待してのことでもあろう。

今日、ようやく“社会体育指導者の資格付与制度²¹⁻²⁾”が発足しはしたが、かなり未整備なままであり、かつ前記・指導者の研修制度も不備な点を残している。緊急なのは、教員以外の指導者の養成、確保にある。教員である指導者の不足から、水泳、体操などに見られるように、学校を離れていくケースが増えている。場合によっては、むしろ期待されているのかも知れないのであるが。

まず、学校教育と社会教育の分担領域を明らかにするためには、社会教育法による定義²²⁾を忠実に履行することである。ここからすれば、部活は学校教育の内容をとしてよりは、社会教育としての性格が強い。現在推進されている部活は、本来ならば社会教育の立場によって担当すべき性格のものである。こほ点から生涯教育体系の速やかな整備が進められ、学校教育の枠から離れた活動が望まれる。しかし、その受け皿が整えられていないため、今ただちに学校教育活動から部活を排

除することができないのである。学校クラブの活動が適正に推進されるよう、学校教育と社会教育の両面において、条件整備が図られなければならない。

しかし、現実には混乱を生じさせているのは、学習指導要領の“特別活動の指導計画の作成とその取扱い”にあるのではないと思われる。表現を代えては、ある時は“社会体育への移行”と謳い、また、“それに準ずるものとする”また、時としては“代替を認める”など、学校教育活動に及ぼす影響はきわめて大きいものがある。

注及び引用・参考文献

- 1) 小学校4年生以上で、年間の配当は70-140時間、中学校では35-140時間であった。
- 2) 学習指導要領-第4章・特別活動の目標は、“望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う”とある。
- 3) 中学校の教育課程は、小学校と同様、各教科、道徳及び特別活動の3領域で編成される一学校教育法施行規則53条。高等学校の教育課程は、各教科に属する科目及び特別活動の2領域で編成される一学校教育法施行規則第57条。
- 4) 森 秀夫：教育法規・行政、学芸図書、東京、9頁、1977。
- 5) “・・・が必要である”とあれば、その通りにしなければならず、“・・・が望ましい”とあれば、できるだけそうするように要求され、“・・・してもよい”は、必要がある場合に限り、そうすることができる”というような認識が一般化している。
- 6) 前掲書4)、94頁によれば、
 - 1) それが初めて(1947)公にされて以来、文部省著作の私文書の形式もあったが、指導助言的性格が強く、国家基準としての性格は十分に備わっていなかった、という。
 - 2) 公示のための“告示”は、国家行政組織法第14条第12項によって発せられるものであり、本来は法規ではないが、法規の一部を補充する場合もある、という。
- 7) 宮崎秀一：教育裁判における司法的政策形成。教育開発研究所、東京、岐路に立つ教育行財政所収、78頁、1990。
- 8) 1970年3月、福岡県公立高等学校の3人の教員が、県教育委員会によって懲戒免職処分を受けた。処分理由の一つに“学習指導要領違反”があった。
- 9) 森川貞夫ら編：スポーツ部活動ハンドブック、大修館書店、東京、13頁、1989。
- 10) 神 文雄：学校体育と社会体育をめぐる諸問題、大修館書店、東京、体育社会学入門所収、197頁、1975。
- 11) 小・中学校では、独立した“学校施設設置基準”が未制定であり、学校教育法及び同法施行規則で必要な規定をしている。また、高校での“設置基準”も死文化しているようである。
- 12) 黒須 充・神 文雄。綱分憲明：高校必修クラブに関する一考察、長崎大学教養部紀要人文科学編、第26巻第2号、102頁、1986。
- 13) 人事院規則9-30(教育特殊勤務手当)24条の-2第4号の規定である。なお第3号は、対外運動競技等においては、児童又は生徒を引率して行う指導業務を規定している。
- 14) 山陽新聞、1990年9月4日付・朝刊によれば、岡山市で1989年4月から1990年7月までに、体罰又は体罰と思われる事柄が22件発生している。
- 15) 1990年より、文部省は全国で中・高等学校63校を研究校として指定した。また、神奈川県では、指導者研修、部活動推進、部活動設備・用具整備から成る[県立高等学校部活動奨励事業]を実施している。
- 16) 1946年6月の[学校校友会運動部の組織運営に関する件](体育局長通牒)は“課外運動としての校友会運動部の適正な組織運営は民主主義的な体育振興の源動力”の立場から、組織運営の参考事項を掲げ、運動部の方向を示したものである。
- 17) 1948年以来、49、54、57、71、79年に事務次官通達というかたちで、基準が変更されている。また、その適正な運用を図るため、青少年運動競技連絡協議会が組織されている。
- 18) 教育職員免許法の改正で、1990年度より教職科目の中に、特別活動の2単位が加えられた。
- 19) 部活動のように勤務時間外に行なわれる心身に著しい負担を与える業務のうち、教職調整額では評価されていない部分について、人事院規則9-30は教員特殊勤務手当を支給する(24条の2)こととしている。
- 20) 羽山健一：スポーツ部活動と教師の権利、草土文化、東京、スポーツ・部活所収、249頁、1987。
- 21) 文部省は、
 - 1) 10年ほど以前から各府県ごとに、“クラブ活動指導者講習会”を実施している。
 - 2) 1987年3月[社会体育指導者の知識の技能審査事業の設定に関する規定]を告示した。各種スポーツ団体の行う知識・技能の証明事業のうち、一定の基準に達したものを、指導者として認定している。
- 22) 社会教育法・第2条は、“学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む)”

(1990年10月29日受理)